

平成 24 年 2 月 15 日

各 位

本社所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
会社名 株式会社 ゲーム オン
代表者 代表取締役社長 李 相 燦
(コード番号 : 3 8 1 2 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画室長 松本 将司
電話番号 03-5447-6320 (代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 15 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 27 日において、第 11 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社の普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を招集し、本定時株主総会に第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、第 2 号議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」及び第 3 号議案「全部取得条項付種類株式の取得の件」をそれぞれ付議し、本種類株主総会に議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」を付議することを決議いたしまして、本定時株主総会において、第 1 号議案ないし第 3 号議案が全て原案どおり承認可決され、かつ本種類株主総会において、議案が承認可決されることを条件として、定款の一部変更により当社普通株式を全部取得条項付種類株式に変更のうえ、これを全て取得することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社普通株式は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなり、東京証券取引所により、平成 24 年 3 月 27 日から平成 24 年 4 月 23 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 4 月 24 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできませんので、ご留意下さいますようお願いいたします。

記

第 1 当社の定款の一部変更について

当社は、平成 24 年 3 月 27 日において、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催し、次のとおり議案を付議して、当社定款の一部変更を行います。

I. 本定時株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」

1. 変更の理由

- (1) 平成 23 年 12 月 20 日付「支配株主であるネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションによる当社株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、当社の親会社であるネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）が、平成 23 年 11 月 7 日から平成 23 年 12 月 19 日まで当社の普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。その結果、公開買付者は、平成 23 年 12 月 26 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 57,500 株（平成 23 年 12 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合は 92.98%（注））を所有するに至りました。

公開買付者は、平成 23 年 11 月 4 日付公開買付者のプレスリリース「株式会社ゲームオン株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、日本国内のオンラインゲーム市場は、徐々に成熟しつつあり、他社との競争はこれまで以上に激化し、当社をとりまく外部環境は以前にも増して厳しいものとなってきた中で、当社が今後も日本におけるオンラインゲーム運営において競争力を高めていくためには、当社を完全子会社化し、上場維持に伴う必要以上の経営負担を削減すると同時に、オンラインゲーム事業において確固たる地位を築いている公開買付者との事業連携をさらに強化するとともに、経営の意思決定を今まで以上に迅速化する体制を構築する必要があると考え、当社を完全子会社とするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます）の一環として、本公開買付けを実施いたしました。

当社といたしましても、平成 23 年 11 月 4 日付当社プレスリリース「支配株主であるネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーであるグローウィン・パートナーズ株式会社からの助言や、当社の社外監査役 3 名から構成される諮問機関である第三者委員会（第三者委員会は、第三者委員会の独自のリーガル・アドバイザーとして当社及び公開買付者から独立した法律事務所である北村・平賀法律事務所を選任し、同事務所から本公開買付けを含む本完全子会社化手続について法的助言を受けております。）からの答申等を踏まえ、当社が置かれている事業環境及び経営状況等を総合的に考慮して、公開買付者からの提案を慎重に検討した結果、公開買付者が当社の完全子会社化を実施することによって、当社の所有と経営を一致させていくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上にとって非常に有益であるとの結論に至ったため、公開買付者が本公開買付けを行い、当社の株主の皆様に対し所有株式を一定の合理的な条件で売却する機会を確保しつつ当社を完全子会社化することは、当社にとっても、また、当社の株主の皆様にとっても適切であると判断しております。

このため、当社は、公開買付者の要請に基づき、本定時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の方法により、本完全子会社化

手続を実施することといたしたいと存じます（以下の①から③までを総称して、「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社において、従前の普通株式に加えて、下記2. 記載の定款変更案第6条の2第2項に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じとします。）とします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じとします。）を付加する旨の定款変更を行います。なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。なお、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を5,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものとしたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様（ただし、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、A種種類株式を5,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、公開買付者以外の本件株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

上記③の手続の完了により、公開買付者のみが当社の株主になる予定です。

- (2) 本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち上記①を実施するものであります。具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社の定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、本議案においては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式を設けるとともに、所要の変更を行うものであります。

(注) 当該議決権比率 92.98%と、平成23年12月20日付「支配株主であるネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションによる当社株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ」においてお知らせしておりました公開買付者の議決権比率 91.83%の差異は、後者の計算において、本公開買付けが当社の新株予約権の行使により発行され

る可能性のある当社の普通株式についても対象としていたため、その分母を、平成23年9月30日現在における当社の発行済株式総数(99,648株)に本公開買付けの対象となる新株予約権の目的である株式数(合計892株)を加えた数(100,540株)から、平成23年12月20日現在当社が所有する自己株式数(37,921株)を控除した株式数(62,619株)に係る議決権の数62,619個として計算されたものであるところ、前者においては平成23年12月31日現在までに行使された新株予約権の目的である株式数(112株)を加えた当社の発行済株式総数(99,760株)から、平成23年12月20日現在当社が所有する自己株式数(37,921株)を控除した株式数(61,839株)に係る議決権の数61,839個をその分母として計算されたことによるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会において本議案が原案どおり承認可決された時点でその効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、284,800株とする。</p>	<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第6条 <u>当社は、次条第1項に定める内容の種類株式(以下「普通株式」という)と同第2項に定める内容の種類株式(以下「A種類株式」という)の二種類の種類株式を発行することができる。</u></p> <p><u>2 当社の発行可能株式総数は、284,800株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は104,800株、A種類株式の発行可能種類株式総数は180,000株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(各種類株式の内容)</p> <p><u>第6条の2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p> <p><u>2 当社が発行するA種類株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 残余財産の分配</u></p>

	<p><u>当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主又は A 種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及び A 種種類株式を有する株主又は A 種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u></p> <p><u>(2) その他の事項</u></p> <p><u>当社は、A 種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p>
(新設)	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 15 条の 2 第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第 13 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第 13 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

II. 本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」

1. 変更の理由

上記「I. 1. 変更の理由」においてご説明申しあげておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じます。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち上記②を実施するものであり、本定時株主総会第 1 号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加してこれを全部取得条項付種類株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付種類株式 1 株と引換えに、本定時株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる A 種種類

株式を 5,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定款変更を行うものであります。

具体的には、本定時株主総会第 1 号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第 6 条の 2 第 1 項（1）号を新設するとともに、所要の変更を行うものであります。本議案が本定時株主総会及び本種類株主総会においてそれぞれ承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、本定時株主総会において第 1 号議案及び第 3 号議案について原案どおりご承認が得られること、並びに本種類株主総会において本議案の追加変更案と同内容の定款変更議案が原案どおりご承認が得られることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成 24 年 4 月 27 日といたします。

（下線は変更部分を示します）

第 1 号議案に係る変更後の定款	追加変更案
<p>（発行可能株式の種類及び総数）</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式（以下「普通株式」という）と同第 2 項に定める内容の種類株式（以下「A 種類株式」という）の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、284,800 株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は 104,800 株、A 種類株式の発行可能種類株式総数は 180,000 株とする。</p>	<p>（発行可能株式の種類及び総数）</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式（以下「<u>全部取得条項付種類株式</u>」という）と同第 2 項に定める内容の種類株式（以下「A 種類株式」という）の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、284,800 株とし、このうち、<u>全部取得条項付種類株式</u>の発行可能種類株式総数は 104,800 株、A 種類株式の発行可能種類株式総数は 180,000 株とする。</p>
<p>（各種類株式の内容）</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A 種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>2 当社が発行する A 種類株式の内容は、次のとおりとする。</p>	<p>（各種類株式の内容）</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する<u>全部取得条項付種類株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）全部取得条項</u></p> <p><u>当社は、株主総会の決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、</u></p>

<p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主又は A 種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及び A 種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A 種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>	<p><u>全部取得条項付種類株式 1 株につき A 種種類株式を 5,000 分の 1 株の割合をもって交付する。</u></p> <p><u>(2) その他の事項</u></p> <p><u>当社は、全部取得条項付種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p> <p>2 当社が発行する A 種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主又は A 種種類株式の登録株式質権者に対し、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者及び A 種種類株式を有する株主又は A 種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A 種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 第 6 条及び第 6 条の 2 の変更は、平成 24 年 4 月 27 日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条（附則第 1 条）を削るものとする。</p>

第 2 全部取得条項付種類株式の取得について

上記「I. 1. 変更の理由」においてご説明申しあげておりますとおり、当社は、本定款一

部変更等により本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じます。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち上記③を実施するものであり、当社は、本定時株主総会の承認を得て、会社法第 171 条並びに上記変更後の定款に基づき、当社が本件株主様から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、次のとおり、取得対価として、上記変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社 A 種種類株式を交付し、当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関し、1 株未満の端数処理を行います。

1. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに上記変更後の定款に基づき、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付種類株式の株主様（ただし、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付種類株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 5,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 24 年 4 月 27 日といたします。

(3) その他

全部取得条項付種類株式の取得の効力発生は、上記定款変更の効力が発生することを条件といたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

2. 当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関する 1 株未満の端数処理

上記のとおり、公開買付者以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社 A 種種類株式の数は、公開買付者による当社の完全子会社化が達成されるよう、1 株未満の端数となる予定ですが、このように交付される当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には金銭が交付されることとなります。

即ち、当社では、上記のように全部取得条項付種類株式の対価として本件株主様に交付することになる当社 A 種種類株式の 1 株未満の端数につき、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社 A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて本件株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社 A 種種類株式を公開買付者に対して売却すること、又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の定めるところに従

い、裁判所の許可を得た上で、当社が当社 A 種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付種類株式の数に 88,300 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

第 3 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 24 年 3 月 27 日から平成 24 年 4 月 23 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 4 月 24 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

第 4 日程（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 24 年 3 月 27 日（火）
種類株式発行にかかる定款一部変更の効力発生日	平成 24 年 3 月 27 日（火）
整理銘柄への指定	平成 24 年 3 月 27 日（火）
定款変更に関する通知公告	平成 24 年 3 月 28 日（水）
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成 24 年 3 月 28 日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成 24 年 4 月 23 日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 4 月 24 日（火）
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日	平成 24 年 4 月 26 日（木）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日	平成 24 年 4 月 27 日（金）
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式の交付の効力発生日	平成 24 年 4 月 27 日（金）

第 5 支配株主との取引等に関する事項

上記「第 2 全部取得条項付種類株式の取得について」に記載の全部取得条項付種類株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社においては、支配株主との取引に係る取引条件については一般取引条件と同様に合理的に決定することを、当社における支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として

おります。そして、当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反の回避等のための措置として、平成23年11月4日付当社プレスリリース「支配株主であるネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じた上で本取得を含む本取引の実施を決定しており、本取得の対価として本件株主様に交付することになる当社A種種類株式の売却金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付種類株式の数に88,300円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定していることから、本取得の条件は一般取引条件と同様に合理的に決定されているといえ、上記指針に適合しているものと考えております。

さらに、当社は、同プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における措置」の「(iii) 独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社及び公開買付者のいずれからも独立性を有する当社社外監査役3名によって構成される第三者委員会より、本取得を含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の、下記の2つを答申内容とする平成23年11月4日付の答申書を入手しております。なお当社は、本取得にあたり、本答申書が本取得を含む本取引に対するものであることから、改めて第三者委員会より意見を取得しているものではありません。

記

- ア. 本取引が、オンラインゲーム事業の強化、ソーシャルゲーム市場等の新規事業の推進、グローバルビジネスの推進といった当社の経営課題に資するものであり、本公開買付けが当社の企業価値向上を目的としているものと判断することは合理的であり、本公開買付けの諸条件（本公開買付価格を除きます。）は、当社の少数株主にとって不利益なものとはいえず、妥当性が認められ、また、本取引の手續全般に関して、公正な手續を通じた株主利益への配慮がなされており、この点でも当社の少数株主にとって不利益なものとはいえず、その公正性が認められるものと思料する。
- イ. 本公開買付けの諸条件のうち、本公開買付価格については、株式価値算定書における市場株価法に基づき算定された株価に対するプレミアムの水準、交渉経緯、本公開買付けの成立の下限の設定水準などを考慮すれば、一定の合理性は認められ、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められないものの、株式価値算定書におけるDCF法に基づき算定されたレンジの下限及び類似会社比較法に基づき算定されたレンジの下限をいずれも下回ることからすれば、妥当性を是認しうると断定す

ることは躊躇される。よって、諮問事項からは超過する部分となるが、当社においては、本公開買付けに応募することを推奨することの是非に関し、中立の立場を採った上で、最終的に株主の判断に委ねるのが相当であるものと思料する。

また、本取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の代表取締役社長である李相燁氏は公開買付者の元代表取締役であること、また、当社の社外取締役である張賢国氏は公開買付者の取締役を兼務し、かつ、本取得を含む本取引において公開買付者を代表する取締役となっていることから、両者はいずれも本取引について特別の利害関係を有するおそれがあることに鑑み、平成24年2月15日開催の当社取締役会における本取引に関する議案の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉は一切参加しておりません。なお、上記取締役会における本取得に関する議案については、参加した取締役の全員一致により決議しており、上記取締役会には、当社監査役全員が審議に参加し、参加した監査役全員が、取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

以上